

# 企業立地のための優遇制度のご案内

## 本社機能の県外からの移転や 生産拠点の整備に対する補助制度のご案内

茨城県では、成長産業（半導体、次世代自動車関連産業等）の企業様による本社機能の移転や生産拠点の整備に対し、全国トップレベルの補助制度をご用意しています。

### 1 本社機能を県外から茨城県に移転する場合 本社機能移転強化促進補助金

※本社機能：研究・開発部門  
調査・企画部門  
総務経理等の管理部門  
研究所

概要 要：成長産業（半導体、次世代自動車関連産業等）の本社機能の建物整備費、設備購入費、雇用等に対する補助

### 2 生産拠点を整備する場合 次世代産業集積・カーボンニュートラル強化プロジェクト事業補助金

概要 要：成長産業（半導体、次世代自動車関連産業等）の生産拠点の建物整備費、設備購入費に対する補助  
※土地取得が必須

問い合わせ先 茨城県立地推進部立地推進課 電話：029-301-2036 E-mail：ritchisuishin@pref.ibaraki.lg.jp

### 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金

対象企業	事業所の新設又は増設を行う企業
対象市町村	日立市（旧十王町地域を除く）、ひたちなか市、東海村、那珂市（旧瓜連町地域を除く）
主な要件	新增設に伴い契約電力が増加すること 雇用者が3人以上増加すること
交付期間	初回申請から8年間
交付額	電気料金の4割程度
問い合わせ先	茨城県立地推進部立地推進課 電話：029-301-2036

### 原子力立地給付金

給付条件	毎年、10月1日に電気事業者との間で電気の需給契約がある企業
給付額	1kWあたりの給付額（円/月） 東海村…………… 364 日立市（旧日立市）…………… 182 ひたちなか市…………… 227 那珂市（旧那珂町）…………… 182 茨城県…………… 90 大洗町…………… 181 鉾田市（旧旭村）…………… 90 常陸太田市（旧常陸太田市）…………… 182
問い合わせ先	茨城県政策企画部政策調整課 電話：029-301-2025

## 人材確保支援の取り組み

### 新規立地企業説明会の開催

高校の就職担当教職員を対象に、新規立地企業の業務内容等を紹介する説明会を開催しています。

### いばらき就職支援センター（県内6か所）における職業紹介

新規立地企業等の求人に基づき、就職希望者に職業を紹介しています。

### 求人サイト「いばらき就職チャレンジナビ」での情報発信

新規立地企業等の求人情報をウェブサイトに無料掲載し、就職希望者とのマッチングを支援しています。

### プロフェッショナル人材とのマッチング支援

茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点では、専門のマネージャーが、経営課題解決のために必要となるプロフェッショナル人材とのマッチングをサポートしています。

### 茨城県外国人材支援センターにおける外国人材受け入れ支援

新規立地企業等の外国人材受け入れに向けた環境整備の支援や、外国人材との就職マッチングを実施しています。

お問合せ先 **茨城県産業戦略部労働政策課**  
TEL 029-301-3645  
E-mail：rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

## 県内の工業団地に立地したいという企業の情報をご紹介します

### 立地希望企業紹介制度

県が分譲する工業団地の購入、又はリースを検討している企業の情報を提供及び紹介していただき、成約に結びついた場合に報償をお支払するものです。

#### 成約報償額

【分譲】分譲代金の1%

【リース】リース料金の1月分

※千円未満の端数は切り捨て。消費税を含む。

※上限額：法人3,000万円、個人200万円

#### 対象工業団地

【県が分譲している工業団地】

- ・宮の郷工業団地（常陸大宮市、常陸太田市）
- ・那珂西部工業団地（那珂市）
- ・茨城中央工業団地（茨城町）
- ・茨城中央工業団地（笠間地区）（笠間市）
- ・筑波北部工業団地（つくば市）
- ・茨城空港テクノパーク（小美玉市）
- ・北浦複合団地（行方市）
- ・鹿島臨海工業地帯内工業用地（鹿嶋市、神栖市）
- ・圏央道インターパークつくばみらい（つくばみらい市）
- ・フロンティアパーク坂東（坂東市）

お問合せ先 **茨城県立地推進部立地推進課** TEL 029-301-2036

## 貸工場・貸倉庫・事業用地情報等発信

- 首都圏に配送センターを設置したい。
- 初期投資の負担を軽くしたい。
- 期間限定で工場や倉庫を利用したい。
- 小さな工場を借りて創業したい。

茨城県では、企業の皆様の要望に応えるため、貸工場・貸倉庫・事業用地情報等を提供しています。

ホームページアドレス <https://www.indus.pref.ibaraki.jp/>

**趣旨** 貸工場・貸倉庫・事業用地等の情報をデータベース化し、提供することで、初期投資の軽減による企業育成及び遊休施設等を利用した県内経済の活性化を図ることです。

**内容** 県では、貸工場や貸倉庫・事業用地等の所有者の方から物件の情報を提供していただき、それらの情報を県のホームページ（いばらきの工業団地）を通して、全国に情報提供を行います。

**留意事項** 貸工場等の情報は、茨城県が推奨したり、取引の仲介を行うものではありません。情報内容については、利用される方自身の責任において貸工場等の所有者へお問い合わせのうえ、確認していただくこととなります。県は、物件の確認、貸工場等の所有者との交渉及び契約において生じたトラブルについては一切責任を負えませんのでご注意ください。

お問合せ先 **茨城県立地推進部立地推進課** TEL 029-301-2036 E-mail：ritchisuishin@pref.ibaraki.lg.jp

# ■ 税制優遇制度一覧

税目	根拠法	対象地域	対象者・対象業種	種別	対象物件等	免除率等	適用期間	適用期限	備考	お問い合わせ先
法人税 (国税)	地域未来投資 促進法	県内全域	法に基づき地域経済牽引事業計画の県による承認、国による先進性等の確認を受けた事業を行う者	特別償却 又は 税額控除	機械装置及び器具備品	特別償却40%又は税額控除4% (上乗せ要件を満たす場合特別償却50% 又は税額控除5%)	—	令和7年 3月31日 まで	着工までに県の承認を受ける必要あり 竣工までに国の確認を受ける必要あり	茨城県立地推進部立地 推進課 029-301-2036
	過疎地域の持続的 発展の支援に 関する特別措置法	常陸太田市(旧水府村、旧里美村)、潮来市(旧牛堀町)、常陸大宮市(旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村)、稲敷市、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町)、桜川市、行方市、城里町(旧桂村、旧七会村)、大子町、河内町、利根町のうち、過疎地域持続的発展市町村計画に記載の産業振興促進区域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を行う者	割増償却	機械装置	普通償却限度額の32%	5年間	令和6年 3月31日 まで	立地する市町村を所管 する税務署	
				建物及び付属設備並びに構築物	普通償却限度額の48%					
	物流総合効率化法	県内全域	法に基づき総合効率化計画の認定を受けた物流業を行う者	割増償却	営業倉庫	普通償却限度額の8%	5年間	令和6年 3月31日 まで	竣工までに国の認定を受ける必要あり	関東運輸局交通政策部 環境・物流課 045-211-7210
	地域再生法 (オフィス減税)	首都圏整備法に基づく近郊整備地帯(龍ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、守谷市、坂東市、つくばみらい市、五霞町、境町、利根町)を除く市町村	本社機能の移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた者 「移転型事業」…本社機能の一部又は全部を東京23区から地方に移転する場合 「拡充型事業」…本社機能を地方で拡充する場合や東京23区以外の地方から別の地方に移転する場合	特別償却 又は 税額控除	建物及び付属設備並びに構築物	【移転型】特別償却25%又は税額控除7% 【拡充型】特別償却15%又は税額控除4%	—	令和6年 3月31日 まで		茨城県政策企画部計画 推進課 029-301-2072
地域再生法 (雇用促進税制)	税額控除			増加雇用者数	【移転型】増加雇用者数1人あたり 最大90万円(初年度) 税額控除うち40万円は最大3年間継続	1年間(一部3年間)				
				増加雇用者数	【拡充型】増加雇用者数1人あたり 最大30万円(初年度のみ) 税額控除					
法人事業税 (県税)	過疎地域の持続的 発展の支援に 関する特別措置法	常陸太田市※(旧水府村、旧里美村)、潮来市(旧牛堀町)、常陸大宮市(旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村)、稲敷市、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町)、桜川市、行方市、城里町(旧桂村、旧七会村)、大子町、河内町、利根町のうち、過疎地域持続的発展市町村計画に記載の産業振興促進区域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を行う者	課税免除	設備を事業の用に供した年度の課税標準額となる所得金額	—	3年間	令和6年 3月31日 まで	※常陸太田市のうち旧金砂郷町は経過措置あり	立地する市町村を所管 する県税事務所
	原子力発電施設等 立地地域の振興に 関する特別措置法	水戸市(旧内原町を除く)、日立市(旧十王町を除く)、常陸太田市(旧里美村、旧水府村を除く)、ひたちなか市、茨城町、大洗町、東海村、那珂市、常陸大宮市(旧大宮町)、鉾田市(旧旭村、旧鉾田町)	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業を行う者	不均一 課税	設備を事業の用に供した年度の課税標準額となる所得金額	初年度 1/2 2年度 1/4 3年度 1/8	3年間	令和7年 3月31日 まで		立地する市町村を所管 する県税事務所
	地域再生法	県内全域	本社機能の移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた者 「移転型事業」…本社機能の一部又は全部を東京23区から地方に移転する場合 「拡充型事業」…本社機能を地方で拡充する場合や東京23区以外の地方から別の地方に移転する場合	不均一 課税	認定された計画の対象設備を事業の用に供した年度の課税標準額となる所得金額	法認定事業者(※1) 1/2 条例認定事業者(※2) 1/4	3年間	令和6年 3月31日 まで	※1 法認定事業者…本社機能を地方活力向上地域(法対象地域)に移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた事業者 ※2 条例認定事業者…本社機能を法対象外地域に移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた事業者	茨城県政策企画部計画 推進課 029-301-2072
不動産取得税 (県税)	茨城県産業活動の 活性化及び雇用機 会の創出のための 県税の特別措置に 関する条例	県内全域	製造業、情報通信業、情報通信技術理容業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、電気・ガス・熱供給業、旅館業、大規模小売店舗、植物工場、農林水産物等販売業を行う者	課税免除	家屋及びその敷地を含む一団の土地 ※事務所等の新增設が県内事務所等の移転等によるものは、移転前の面積を超えるもののみ対象	—	—	令和6年 3月31日 まで	県税の滞納がある法人は対象外	立地する市町村を所管 する県税事務所
	過疎地域の持続的 発展の支援に 関する特別措置法	常陸太田市※(旧水府村、旧里美村)、潮来市(旧牛堀町)、常陸大宮市(旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村)、稲敷市、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町)、桜川市、行方市、城里町(旧桂村、旧七会村)、大子町、河内町、利根町のうち、過疎地域持続的発展市町村計画に記載の産業振興促進区域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を行う者	課税免除	家屋及び土地	—	—	令和6年 3月31日 まで	対象となる土地は家屋の水平投影面積のみ ※常陸太田市のうち旧金砂郷町は経過措置あり	立地する市町村を所管 する県税事務所
	原子力発電施設等 立地地域の振興に 関する特別措置法	水戸市(旧内原町を除く)、日立市(旧十王町を除く)、常陸太田市(旧里美村、旧水府村を除く)、ひたちなか市、茨城町、大洗町、東海村、那珂市、常陸大宮市(旧大宮町)、鉾田市(旧旭村、旧鉾田町)	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業を行う者	不均一 課税	家屋及び土地	9/10	—	令和7年 3月31日 まで	対象となる土地は家屋の水平投影面積のみ	立地する市町村を所管 する県税事務所
	地域再生法	県内全域	本社機能の移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた者 「移転型事業」…本社機能の一部又は全部を東京23区から地方に移転する場合 「拡充型事業」…本社機能を地方で拡充する場合や東京23区以外の地方から別の地方に移転する場合	不均一 課税	家屋及び土地	法認定事業者(※1) 移転型 10/10 拡充型 9/10 条例認定事業者(※2) 1/2	—	令和6年 3月31日 まで	対象となる土地は家屋の水平投影面積のみ ※1 法認定事業者…本社機能を地方活力向上地域(法対象地域)に移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた事業者 ※2 条例認定事業者…本社機能を法対象外地域に移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた事業者	茨城県政策企画部計画 推進課 029-301-2072
固定資産税 (市町村税)	過疎地域の持続的 発展の支援に 関する特別措置法	常陸太田市、常陸大宮市、大子町 ※条例制定済み市町村	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を行う者	課税免除	家屋及び償却資産並びに土地	—	常陸太田市:3年間 常陸大宮市:3年間 大子町:5年間	令和6年 3月31日 まで	対象となる土地は家屋の水平投影面積のみ	立地する市町村の税務 担当課
	原子力発電施設等 立地地域の振興に 関する特別措置法	ひたちなか市、那珂市、茨城町 ※条例制定済み市町村	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業を行う者	不均一 課税	家屋及び償却資産並びに土地	初年度43/50 2年度13/20 3年度3/10 (ひたちなか市、那珂市、茨城町とも同じ)	ひたちなか市:3年間 那珂市:3年間 茨城町:3年間	令和7年 3月31日 まで		立地する市町村の税務 担当課
	物流総合効率化法	県内全域	法に基づき総合効率化計画の認定を受けた物流業を行う者	不均一 課税	営業倉庫	1/2	5年間	令和6年 3月31日 まで	竣工までに国の認定を受ける必要あり	関東運輸局交通政策部 環境・物流課 045-211-7210
				付属設備	1/4					
都市計画税 (市町村税)	物流総合効率化法	県内全域	法に基づき総合効率化計画の認定を受けた物流業を行う者	不均一 課税	営業倉庫	1/2	5年間	令和6年 3月31日 まで	竣工までに国の認定を受ける必要あり	関東運輸局交通政策部 環境・物流課 045-211-7210

(注)掲載している情報は概要です。適用の可否は、税目によって、税務署(国税)、県税事務所(県税)、市町村の税担当窓口(市町村税)に、計画段階(発注前)に必ずご確認ください。